成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和7年度予算案額 123億円（128億円）

中小企業庁経営支援部
イノベーションチーム

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大３年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

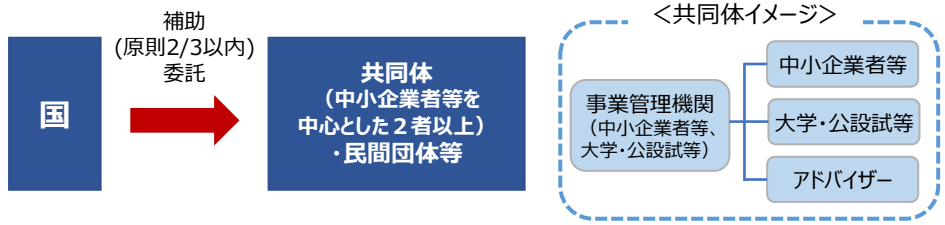

○補助事業期間：２～３年
○補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、３年間9,750万円
（出資獲得枠）単年１億円、３年間３億円
○補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内

○委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

○短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超

○最終的には、事業終了後５年経過時点で以下の達成を目指す。
・事業化を達成するプロジェクトが50%超
・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）　公募概要

※詳細は公募要領等を参照ください

➢ 公募期間

・令和7年2月中旬～令和7年4月中旬（予定）※中企庁事前予告情報より
・最新の公募情報等については、中小企業庁のHP等でご確認ください。

➢ 申請方法

・e-Rad(府省共通研究開発管理システム)

➢ 申請対象者

・中小企業者等を中心とした、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で構成された**共同体**が対象。
・大企業（自治体等公的機関を除く）はアドバイザーに限り共同体に参画することができます。
・中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2/3以上」である必要があります。

➢ 申請対象事業

・事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓の取組。また、本事業の補助対象期間の終了後5年以内を目処に事業化を達成する目標が策定できる事業。
・中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針（**高度化指針**）と整合がとれている事業。

＜参考＞共同体イメージ

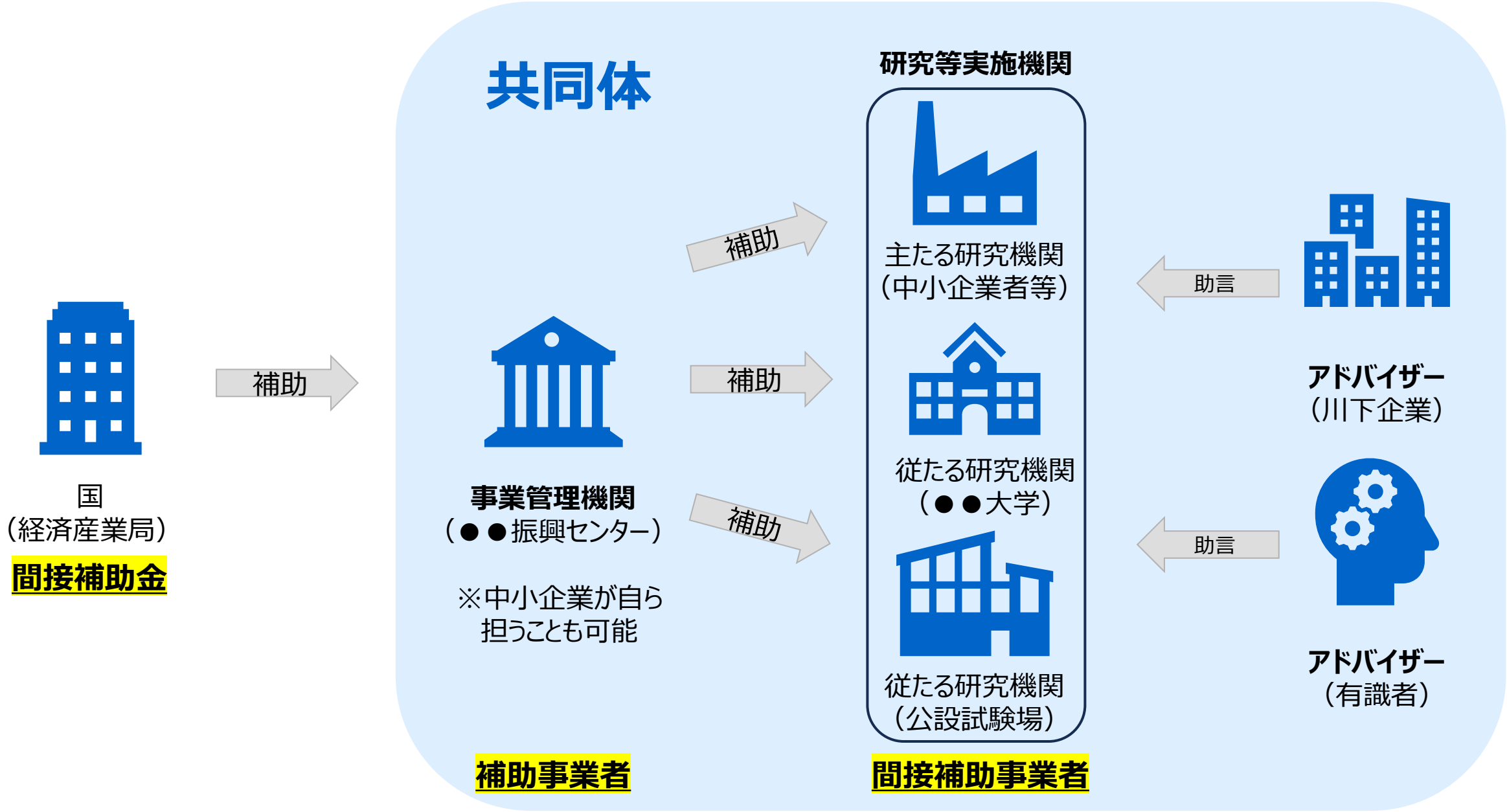
共同体
研究等実施機関
国
（経済産業局）
間接補助金
補助
事業管理機関
（●●振興センター）
※中小企業が自ら
担うことも可能
補助
補助
補助
主たる研究機関
（中小企業者等）
従たる研究機関
（●●大学）
従たる研究機関
（公設試験場）
助言
助言
アドバイザー
（川下企業）
アドバイザー
（有識者）
補助事業者
間接補助事業者

＜参考＞共同体の役割について

①事業管理機関（必須）
※補助事業者

・研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者
・補助事業者として、国との総合的な連絡窓口を担うとともに、交付要綱を定めた上で間接補助事業者に対して、補助金の交付、額の確定、支払等を行うなど、補助事業の遂行・経費管理における責任を有する。

②主たる研究機関（必須）
※間接補助事業者

・本事業において中核的に研究開発等を実施する中小企業者等

※資本金又は従業員の数が一定規模以下の会社若しくは個人（製造業の場合、資本金３億円以下又は従業員数５００人以下）等（みなし大企業は除く）

③従たる研究機関（必須又は推奨）
※間接補助事業者

・本事業において主たる研究等実施機関の取組を補完するための研究開発等を行う研究者が所属する研究等実施機関（大学・公設試等）

※通常枠においては、従たる研究等実施機関又はアドバイザーに大学・公設試等が参画することが必須

④アドバイザー（必須又は推奨）

・研究開発、その成果の事業化及び資金調達に関する助言を行う等、事業実施にあたって補助的な役割を担う、補助金の交付を受けない者（有識者や研究者、大学・公設試等、ファンド等の金融機関、川下製造業者等）

＜参考＞中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

■特定ものづくり基盤技術に関する事項

- 12の基盤技術分野ごとに、製造業の国際競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化の観点から、中小企業が目指すべき技術の方向性及び具体的な開発手法の情報を提示したもの。

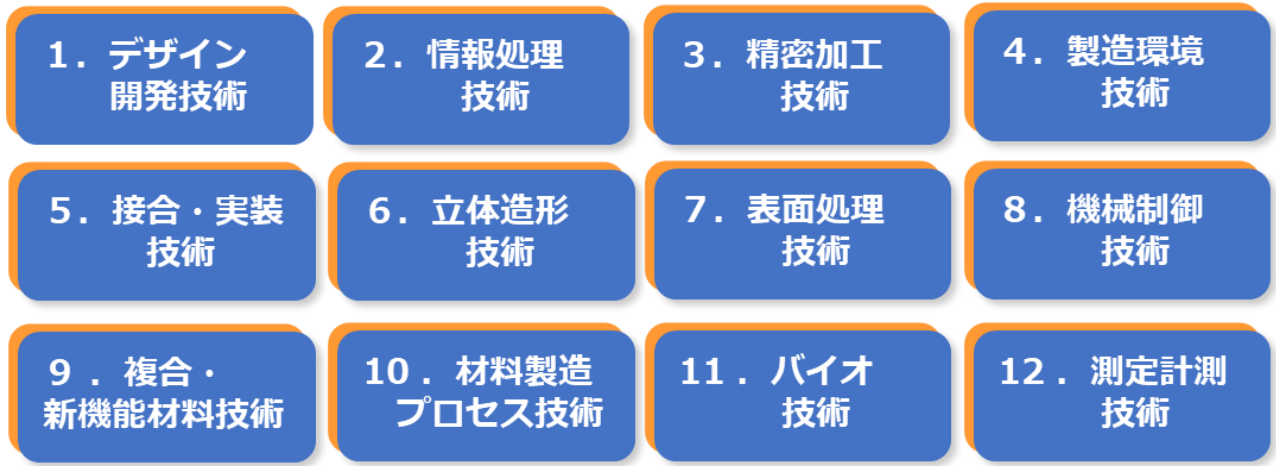

■先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項

- 第４次産業革命の進展により、ものづくりとＡＩ、ＩｏＴ等の先端技術を活用した高度なサービス開発の融合の重要性が高まっていることを踏まえ、先端技術を活用した高度なサービス開発についての考え方や方針について整理したもの。

■高付加価値企業への成長・変革に関する事項

- 研究開発により磨き上げた基盤技術を用いて高付加価値製品の製造等を通じて下請け構造を脱却し、成長を遂げるために必要な考え方や方針について整理したもの。

＜参考＞
中小企業庁　中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html

申請枠

①通常枠

・中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

②出資獲得枠

・高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後１年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠

【ファンド等の要件】※詳細は公募要領等をご確認ください。
・業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人等（地銀ファンド等）であること。
・日本国内において、現に中小企業の事業化を支援する拠点を有し、中小企業をハンズオン支援できる常駐スタッフを 配置していること。
・高度化指針を踏まえた研究開発の事業化を目指す中小企業に対して支援する能力（ハンズオン能力）を有すること。

【その他の要件】
・公募申請時に、当該研究開発プロジェクトが成功した場合には、主たる研究等実施機関に出資する旨のファンド等の出資者による誓約書の提出があること（出資予定額及び出資予定時期の記載必須）。

※当該研究開発プロジェクトが成功したにも関わらず、初年度交付決定日から補助事業終了後１年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の１／２を正当な理由なく下回った場合、以降当該ファンド等は本事業におけるファンド等として認めません。また、当該ファンド等の名称については、公表する場合があります。

補助対象経費

物品費	設備備品費、消耗品費
人件費・謝金	人件費（研究員費、管理員費、補助員雇上費）、謝金
旅費	旅費
その他	外注費※、印刷製本費、運搬費、クラウドサービス利用費、知的財産権関連経費、マーケティング調査費、賃貸借費等
委託費	事業の遂行に必要な調査等（共同・受託研究を含む）を委託するために支払われる経費 ※研究開発計画のうち本質的な部分（研究開発要素がある業務）を共同体外へ委託、外注することは不可
間接経費	直接経費合計の30%を上限に計上可能

補助事業期間、補助金額、補助率

	通常枠	出資獲得枠
補助事業期間	２年度又は３年度	
補助金額 （上限額） ※公募時の補助金申請額が上限額となるため注意	（補助事業あたり） 単年度で　４，５００万円以下 ２年度の合計で　７，５００万円以下 ３年度の合計で　９，７５０万円以下	（補助事業あたり） 単年度で　１億円以下 ２年度の合計で　２億円以下 ３年度の合計で　３億円以下 ※補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の2倍を上限
補助率	■中小企業者等…原則２／３以内 ※課税所得15億円以上等の中小企業者等又はNPO法人は１／２以内 ■A機関及びB機関…A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加している場合は定額 ただし、補助率２／３が適用される場合がある（詳細は次ページ） A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加していない場合は２／３以内	

A機関及びB機関の補助率（事業管理機関がA機関及びB機関の場合）

採択審査委員会における評価により、補助率が変更となります。
※３年目については中間評価の結果によります。

A機関：公益社団法人、公益財団法人、大学法人、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、試験研究を行う独立行政法人・地方独立行政法人、地方公共団体の試験研究機関
B機関：承認・認定TLO、第三セクター、公募要領記載の条件を満たす一般社団法人・一般財団法人

【事業管理機関として共同体に参加する場合】

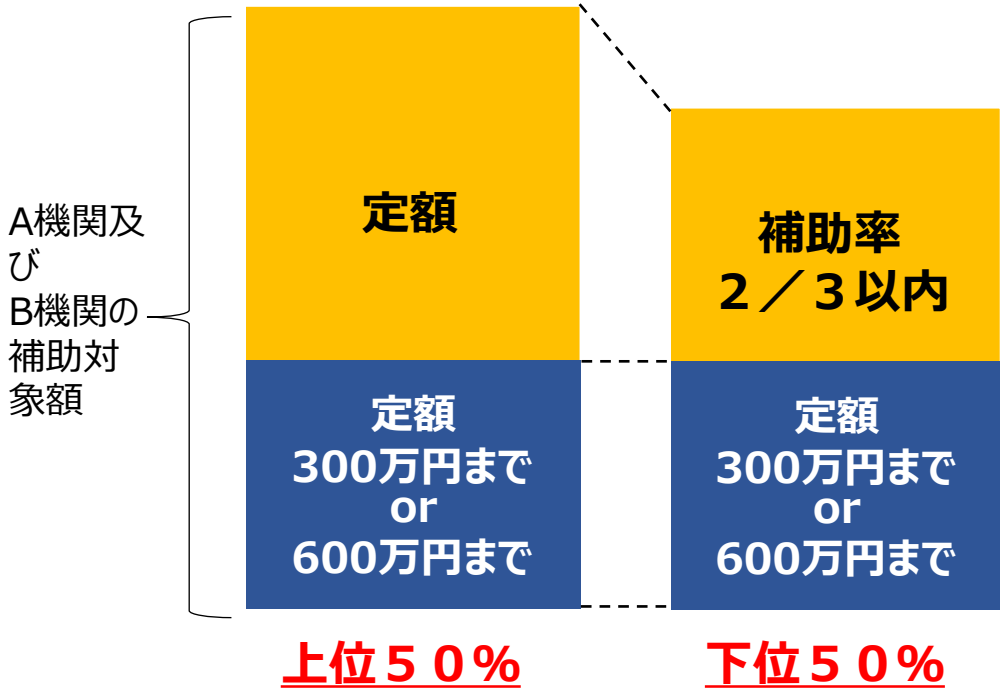

補助金額３００万円（出資獲得枠は６００万円）までは定額とし、それを超える部分については、定額または補助率２／３以内を適用する。

【研究実施機関として共同体に参加する場合】

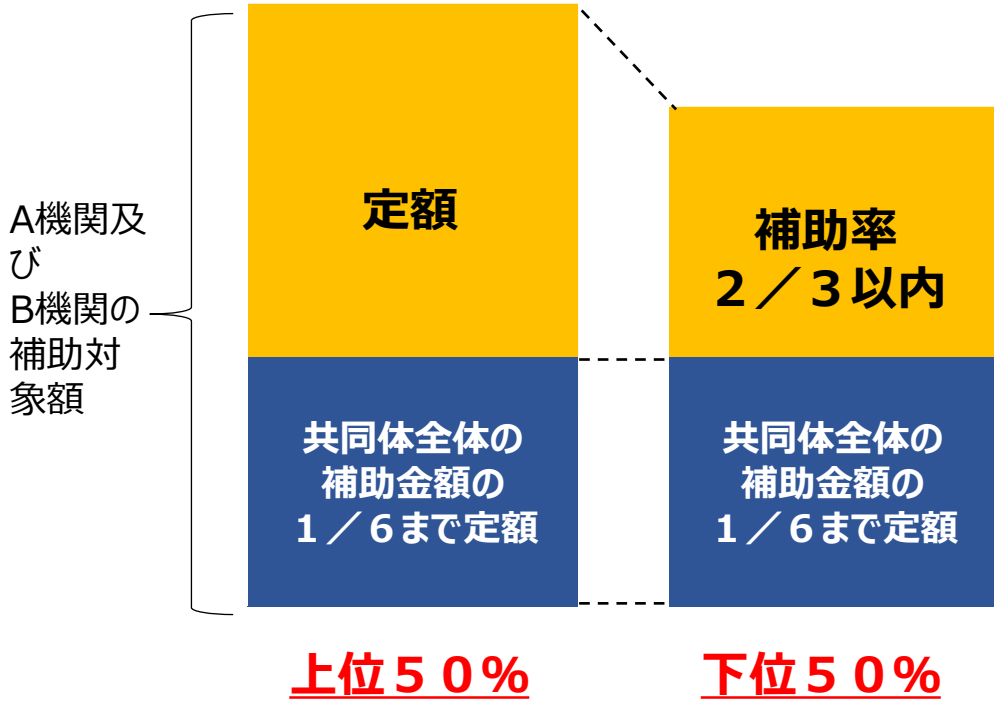

共同体全体の補助金額１／６までは定額とし、それを超える部分については、定額または補助率２／３以内を適用する。

お問い合わせ先

制度の詳細、手続き等について

・主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局が窓口です。
・広域関東圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の場合は関東経済産業局が窓口となります。

関東経済産業局　産業部製造産業課　Go-Tech担当
TEL：０４８－６００－０３０７
E-mail：bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp

詳細はHPよりご確認ください→

「関東局　Go-Tech」で検索してください。
※よくある質問も掲載しています。

申請書作成に関する相談について

・中小企業基盤整備機構関東本部に設置されているアドバイザーが、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）の申請書作成に関する相談、研究開発計画における技術面・事業化面の相談等を受け付けています。
・相談を予約する際には、以下の点について検討・確認が済んでから予約を取ることを推奨します。
①事業管理機関が決まっている
②共同体の構成が固まっている
③研究開発内容を具体化している
④Go-Tech事業の申請書（案）作成済である

中小企業基盤整備機構　関東本部　支援推進課
TEL：０３－５４７０－１６０６
E-mail：sapoin-kanto@smrj.go.jp

詳細はHPよりご確認ください→

「中小機構関東本部　Go-Tech」
で検索してください。